

連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 渡島・檜山における連携中枢都市圏形成に係る連携協約(以下「連携協約」という。)により形成される圏域全体を対象として、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、圏域の将来像や連携協約に基づき推進していく具体的取組などを記載する「連携中枢都市圏ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の策定または変更に関して、関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定または変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 連携協約の取組に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(座長等)

第5条 懇談会に、座長および副座長を各1人置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、企画部長が招集する。

- 2 座長は、懇談会の会議の議長となる。
- 3 懇談会の会議は、対面その他座長が認める方法で開催することができるものとする。
- 4 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、函館市企画部国際・地域交流課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定められるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月9日から施行する。

連携中枢都市圏ビジョン懇談会委員の謝礼および旅費に関する取扱い

1 趣旨

この取扱いは、連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱に基づき設置される懇談会の委員に対する謝礼および旅費の支給に関し、附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領（以下、「要領」という。）ならびに函館市職員等の旅費に関する条例（以下「条例」という。）および同条例施行規則（以下「規則」という。）等の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

2 謝礼の額

委員の懇談会出席に係る謝礼の額は、要領の規定に準じ、**会議1回の出席につき5,000円**とする。

3 旅費（費用弁償）の支給および対象【条例第3条，第13条，第38条】

前項の規定にかかわらず、奥尻町など地理的条件により公共交通機関の利用額が高額となる地域から出席する委員については、公共交通機関の利用額が5,000円を超える場合、当該委員からの申出に基づき、前項の謝礼を支給せず、次のとおり旅費を支給することができる。

- (1) 旅費を支給する場合の計算は、最も経済的な通常の経路および方法により、条例および規則の規定に準じて算定する。
- (2) 特急料金は、片道の走行距離が100キロメートル以上の場合に限り、その実費額を支給する。
- (3) 宿泊料の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア フェリー等の公共交通機関の運航時間の都合により、会議当日の往復が不可能な場合。
 - イ 天候不良や交通機関の事故等、やむを得ない事情により前泊または後泊が必要な場合。
 - ウ その他、市長が公務運営上特に必要と認めた場合。

4 旅費支給に関する留意事項【条例第38条】

次に該当する場合は、前項の規定は適用せず、第2項の謝礼を支払う。

- (1) 条例第25条および規則第9条で定める近郊旅費の対象となる地域から出席する場合。
- (2) 公用車への相乗りや他団体の負担等により、委員が交通費を負担していない場合。
- (3) 公共交通機関を利用せず、自家用車等により来訪した場合。

5 事務手続き 【規則第7条】

旅費（費用弁償）の支給に関する事務手続き等は、次によるものとする。

- (1) 支給を希望する委員は、事務局に対しあらかじめその旨を申し出るものとする。
- (2) 旅費を支給する場合、事務局は「旅行依頼」の手続きを行うものとする。

6 補則

本取扱いに定めのない事項については、要領ならびに条例および規則等の例による。

附 則

この取扱いは、令和8年6月29日から施行する。